

地域産業に必要な人材イノベーションのための

双方向情報発信戦略業務仕様書

1. 業務名

地域産業に必要な人材イノベーションのための双方向情報発信戦略業務

2. 事業規模（予算）

6,000千円（消費税相当額を含む）

3. 委託業務内容

(1) 双方向情報発信戦略企画の策定および企画書の作成業務

- ①IT コーディネータ等の専門家をコーディネータとして双方向情報発信戦略を策定する。
- ②双方向情報発信戦略は、香川高等専門学校システム構築担当者、及び専門コーディネータによりプロジェクト委員会、コア会議を結成し、情報発信収集の戦略を作成する。プロジェクト委員会は3回以上、コア会議は月2回程度の開催とする。
- ③戦略に基づき双方向情報発信戦略企画書を作成する。また、双方向情報発信戦略企画書では、以下の事項に対する提案を行うものとする。
 - (ア) 業務の目的に鑑み、双方向情報発信戦略システムを軸とした戦略的広報・情報収集活動の具現化方策についての提案。
 - (イ) 業務内容として、双方向情報発信戦略システム及びホームページの構築から運用、広報までを含めたプロデュースについて、経験に基づいた具体的な提案。
 - (ウ) 地域企業、中学校、保護者、OB・OG、高等学校、大学、官公庁とのコミュニケーションを図る具体的な方策についての提案。
 - (エ) 各提案内容に関する結果と効果の見通しについて、客観的根拠に基づく説明。
- ④双方向情報発信戦略企画書は次の項目が含まれているものとする。
 - (ア) 情報発信収集事業環境分析
 - (イ) 情報発信収集におけるシステムモデル
 - (ウ) 情報発信収集におけるモニタリング項目
 - (エ) システム構築企画
 - (オ) システム運用企画

(2) 双方向情報発信戦略システムの企画、設計

- ① (1) の双方向情報発信戦略企画の策定および、企画書の作成業務により策定さ

れた企画書をもとに、双方向情報発信戦略システムの企画，設計を行う。

- ②システム担当者、運用担当者などの各担当者から意向を聞き取り、内容を反映させる。
- ③双方向情報発信戦略システムの構築のためのガイドライン、サイト構成図、基本仕様書を作成する。

(3) 双方向情報発信戦略システムの構築

- ① (2) のガイドライン、サイト構成図、基本仕様書をもとに双方向情報発信戦略システムの構築を行う。
- ② 双方向情報発信戦略システムの構築にあたっては担当者と協議し、承認を得ること。
- ③ コンテンツについて
(ア) コンテンツは、地域企業、中学校、保護者、高等学校、OB・OG、大学、官公庁のカテゴリごとに作成を行う。
(イ) (ア) に加え、双方向情報発信を活発に行うためのコンテンツの作成を行う。
- ④ 採択された企画をもとに、詳細な仕様を別途定めるものとする。

※双方向情報発信戦略システム構築にあたっては、受託者と本学とで協議のうえ
(1) (2) の事業を実施し、最終的なシステムの構築・公開を行う。構築にあたり必要なデータは、可能な範囲で本学から提供する。

(4) ドキュメント類作成

- ①提出するドキュメントは以下の通りとする
 - ・双方向情報発信戦略企画書
 - ・ガイドライン
 - ・サイト構成図
 - ・基本仕様書（データ構造、画面遷移等）
 - ・その他システム設計に関するドキュメント類
(管理者マニュアル、ユーザマニュアル、プログラム仕様書、テーブル定義書等)

(5) 運用支援、保守

- ①双方向情報発信戦略システムの操作研修を実施すること。なお、実施の開催回数については担当者と協議し決定する。
- ②操作研修後のホームページ運用に関わる問い合わせについて個別に対応すること。対応期間は契約期間中とする。
- ③システムについて

- ・システム機能については事業全体の運営に支障のない機能、スペックのものを提案すること。
 - ・アクセス数やデータ量が増加した場合でも低コストで対応できる拡張性を有すること。
- ④ドメインの取得を行う場合は、費用は受託者が負担すること。
 - ⑤適切な機器、機能の設置及び管理を行い、システムへの不正アクセスやWEBページの不正な書き換え、情報漏洩を防止すること。
 - ⑥契約履行期間終了後、本校HPとのシステム統合を行うこと。本校HPサーバの参考仕様は以下の通りである。

参考仕様

項目	内容等
ディスク容量	40GB 以上
データ転送量	無制限
root 権限	有
複数ドメイン対応	5 個まで
メールアカウント数	無制限
データベース機能	MySQL、PostgreSQL
ウイルスチェック	有
迷惑メールフィルタ	有

(6) その他

- ①成果品の著作権は、本校に帰属する
- ②本仕様書にない事項であっても、当方が必要と認めて指示する事項については、双方協議の上、定めることとする。